

大潟村中央3番地(生態系公園向かい)

残り

坪単 1坪 29,700円

宅地分譲 ご好評につき完売しました 申込受付中!

分譲概要

所在地/大潟村中央3番地内

開発面積/13,642.79㎡

分譲面積/6,399㎡

分譲区画数/20区画

区画面積/約92.7坪(306㎡)~約105.7坪(349㎡)

※面積は確定測量前の数値で、確定測量の結果増減が生じた場合、確定面積での分譲価格とします。

分譲価格/坪あたり単価 29,700円(9,000円/㎡)

施設等の概要/電気.....東北電力

上下水道.....大潟村

ガス.....男鹿市企業局

電話(光回線)....NTT東日本

地目及び用途地域/宅地 用途地域外

建ぺい率及び容積率/無指定

道路/幅員 8mアスファルト舗装(側溝含む)

消防/消火栓 1ヶ所

交通/JR八郎潟駅・船越駅から車で20分

文教/大潟こども園、大潟小学校、大潟中学校、

秋田県立大学大潟キャンパス

購入対象者

大潟村における人口減少対策のため、移住・定住促進の観点より下記の条件に該当する方へ販売。尚、基準日は平成28年2月28日(日)とする。

- 1 基準日に村外に住所を有しており、大潟村へ移住する方
 - 2 基準日に大潟村に住んでおり、村内外に勤務されている一般勤労者の方
 - 3 基準日に村内の賃貸住宅及び賃貸アパートに住んでいる方
 - 4 基準日以後に村から転出し、2年以上村外に住所を有している方
 - 5 基準日以後に村内の賃貸住宅及び賃貸アパートに2年以上住んでいる方
 - 6 上記以外において、定住促進により人口増が見込まれると判断される方
- ※3及び5については、農業専従者及び農業経営者は除くものとする

宅地分譲条件

- 分譲の販売は、1世帯1区画で住宅建築のため、宅地購入を希望する方(大潟村内外を問わない)
- 契約締結後2年以内に住宅を建築し、住所登録の上、居住すること
- 契約締結後5年間は、土地の転売・貸付を禁止します
- 5年間の買戻特約登記を承諾していただきます

建築条件

- 敷地内の盛土は周囲及び環境に配慮すること
- 区画によっては、敷地内に電柱等が設置されておりますが、移設は禁止します
- 塀ブロック及びそれに類似するもの(塀板等)の設置は、周囲及び環境に配慮すること
- 大潟村景観条例に記載されている事項を遵守すること



売主 大潟村

連絡先

大潟村役場 総務企画課

〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1-1

TEL (0185) 45-2111

ホームページ: <http://www.ogata.or.jp/>

E-mail: g-kikaku@ogata.or.jp

区画配置図は裏面へ

区画配置図



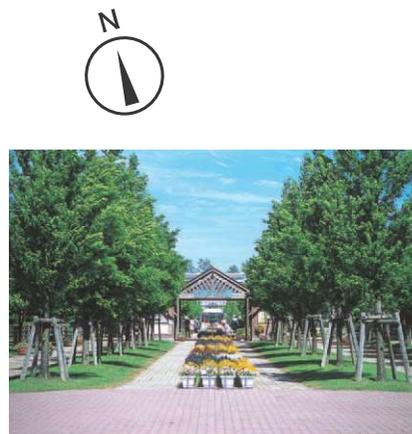
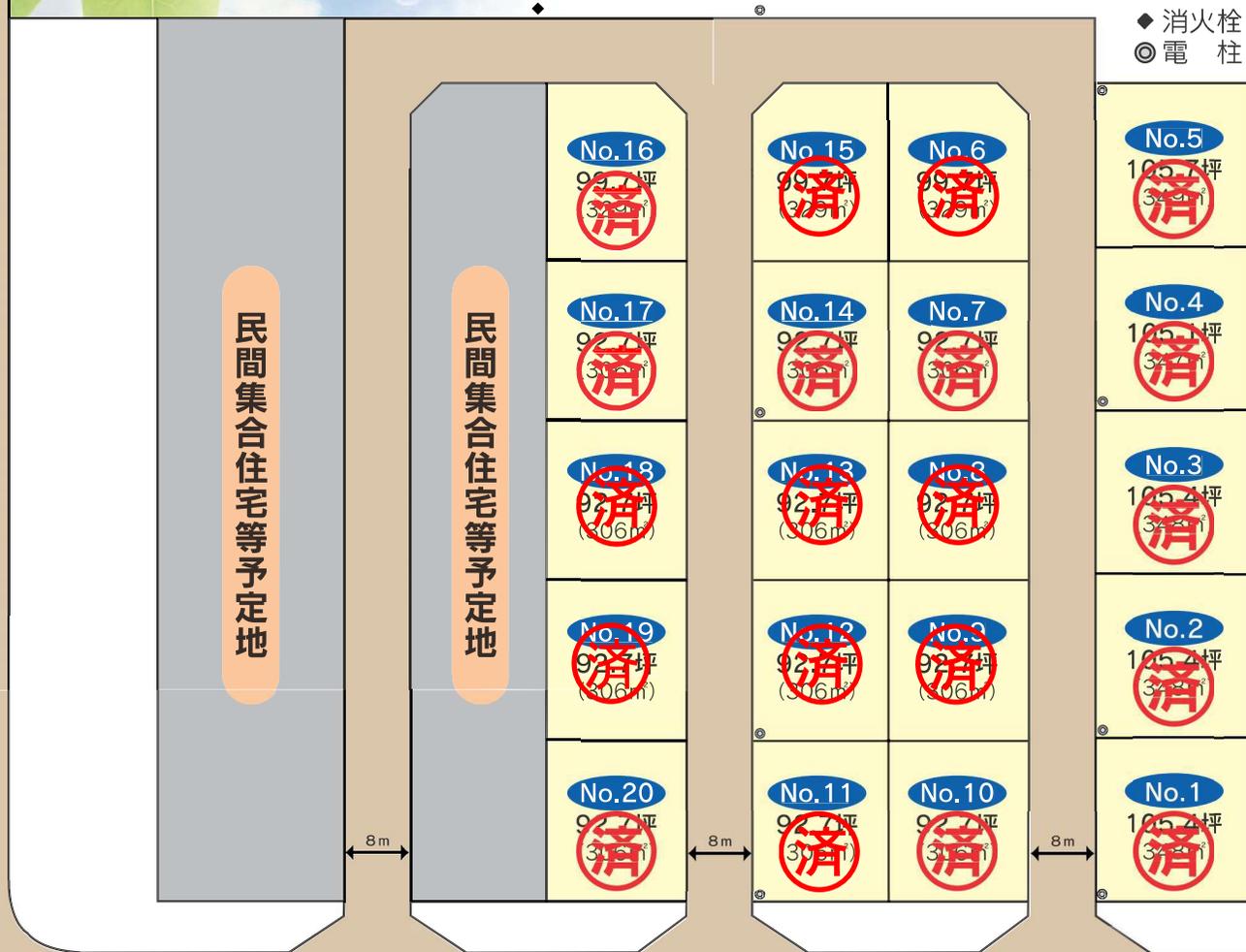
大瀧小・中学校



ポルター瀧の湯



サンルーラル大瀧



生態系公園



グラウンドゴルフ場

- 販売する分譲地の区画番号1～3、8～13及び18～20においては、地上より10cm下に砕石（アスファルト舗装の路盤）があります。
- 区画番号6と15においては、地上より1.1m下にRC杭（深さ5.5m）が95本埋設しております。



産直センター 瀧の店



商店街



桜と菜の花ロード



あぐりプラザおおがた
(Aコープ大瀧)

宅地分譲決定方法

- 1 購入を希望される方は、宅地分譲申込書と宅地申込者調書に必要事項を記入のうえ、住民票抄本（1通）を添付して提出をお願いします。
- 2 宅地分譲申込書等は役場総務企画課もしくは大瀧村のHPより入手して下さい。

土地代金の支払い方法等

- 1 土地分譲売買契約と同時に売買代金の10%を契約金として納入
- 2 分譲代金は契約締結後3ヶ月以内に納入（但し、先の契約金10%は土地代金の一部に充当）
- 3 土地の所有権移転登記手続きは、村で行いますが、売買契約に伴う印紙税及び土地の所有権移転登記に伴う登録免許税は、購入者が負担することとします。
- 4 契約に違反し買い戻しとなった場合、又は、本人の都合により契約解除する場合は、違約金(売買代金の10%)をいただきます。

移住定住促進支援

● 中央3番地分譲支援

中央3番地の宅地を購入し住居を新築した場合、建設費の5%（上限100万円）を補助します。また、居住人数に応じ1人当たり25万円分の商品券を交付（最大4人分）します。なお、どちらも土地購入契約後2年以内に住居完成及び住所移転が条件となります。

※ 定住促進支援

中央3番地の宅地分譲購入費及び住宅建設費に対し、(株)秋田銀行と連携して特別金利でのサービスを行います。詳しいことは(株)秋田銀行大瀧支店までお問合せ下さい。（お問合せ先：0185-45-2871）

● 多世代同居支援

同一敷地内に多世代同居を目的に増改築、リフォームされた場合、工事費の10%（上限80万円）を助成します。

● 賃貸アパート入居者支援

大瀧村内の民間アパートに入居された方に、1ヶ月1万円（年12万円）分の商品券を交付します。

● 定住化商品券支援

村の分譲事業によりこれまで購入された土地に住居建設及び維持補修に要した経費の50%（上限20万円）分の商品券を交付します。

※多世代同居、賃貸アパート入居、定住化商品券の支援については、申請した年の1月1日に大瀧村に住所を有することが条件となります。

分譲申込み及び移住定住促進支援の詳細については

大瀧村役場 総務企画課

〒010-0494 南秋田郡大瀧村字中央1-1
TEL (0185)45-2111 FAX (0185)45-2162